

関東地方整備局告示第二百六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年六月十七日

関東地方整備局長 北橋 建治

第1 起業者の名称 栃木県

第2 事業の種類 県道大田原高林線改築工事（（仮称）黒磯インターチェンジ新設工事・
栃木県那須塩原市無栗屋字百目木地内から同市鹿野崎字戸屋前地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 栃木県那須塩原市無栗屋字百目木、中内字大道添及び鹿野崎字戸屋前
地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（以下「東北縦貫自動車道」という。）本線と各ランプとの合流部から県道大田原高林線の現道（以下「現道」という。）との接続部までを全体計画区間（以下「本件区間」という。）とする「県道大田原高林線改築工事（（仮称）黒磯インターチェンジ新設工事）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である栃木県は、高速自動車国道法第11条の2第2項の規定により国土交通大臣から県道大田原高林線と東北縦貫自動車道との連結許可を受けていること、また、県道大田原高林線は、道路法第7条の規定により栃木県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により栃木県が道路管理者となることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、栃木県が、地域活性化インターチェンジ制度を利用して、東北縦貫自動車道の黒磯パーキングエリア付近に（仮称）黒磯インターチェンジを新設するものである。

本件事業に係る栃木県北部地域（以下「当該地域」という。）特に県道大田原高林線沿線においては、那須塩原市の施行による東日本旅客鉄道東北新幹線及び東北本線那須塩原駅を核とした土地区画整理事業や、栃木県企業局の分譲による東那須産業団地での県内最大級のリゾート型アウトレットモールの建設、那須大学（現宇都宮共和大学）の開校等、大規模なプロジェクトが行われている。

また、当該地域は、平成18年度実績で京浜方面へ9,066 t、東北方面へ1,489 tに上る園芸作物を出荷している首都圏有数の近郊農業地帯であり、一般国道4号を介して県道大田原高林線に接続する県道東小屋黒羽線沿線で「A」なすの物流合理化施設の建設が進められている。これ以外にも、（仮称）黒磯インターチェンジ周辺には、乳製品工場やタイヤ工場等の出荷拠点となる施設が複数存在している。

さらに、当該地域における東北縦貫自動車道には、西那須野塩原インターチェンジ及び那須インターチェンジが設置されているが、行楽シーズンには、東北縦貫自動車道に連結する県道那須高原線の渋滞が東北縦貫自動車道の本線にまで延びる等、円滑な自動車交通が阻害されている状況がある。

本件事業の完成により、東北縦貫自動車道への効率的なアクセスが確保されることから、当該地域のさらなる発展及び活性化が期待される。また、行楽シーズンに那須高原地域に集中する交通の分散化及び周遊化が図られ、円滑な自動車交通の確保に資するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成19年11月に任意で調査及び予測を行ったところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が平成12年度から平成14年度にかけて任意で実施した自然環境調査によると、本件区間を含む周辺地域において、環境省レッドデータブックに絶滅危惧として記載されている希少野生動植物の生育が確認されたが、起業者は、ランプの形状を変更することにより生育環境の改変を極力避ける等の対策を講じている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、当該地域のさらなる発展及び活性化等を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づくA規格のランプからなるインターチェンジを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、黒磯パーキングエリアの西で料金所を通過し、丘陵地を迂回して現道に至るルート案（以下「申請案」という。）のほか、

黒磯パーキングエリアの西で料金所を通過し、丘陵地を經由して現道に至るルート案、丘陵地の間を抜け、黒磯パーキングエリアの北西で料金所を通過して現道に至るルート案の3案で検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、希少野生動植物の生育環境の保全が図られること、施工性に優れ、工事期間が最短であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業に係る県道大田原高林線沿線では、平成25年度完成予定の土地区画整理事業や平成20年開業予定のアウトレットモール建設等、本件事業の完成を見越した大規模なプロジェクトが行われている。

また、平成18年2月策定の栃木県総合計画「とちぎ元気ぷらん2006～2010」においても、(仮称)黒磯インターチェンジの整備を推進する旨、位置付けがある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、

法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 栃木県那須塩原市役所